

任期満了による

大山町長選挙及び

大山町議会議員一般選挙を行います

4月18日(日)  
投票予定!!

### 大山町長及び大山町議会議員一般選挙日程

<告示日(立候補届出日)>

日時 4月13日(火) 午前8時30分～午後5時

会場 大山町役場本庁(大山町御来屋328)

<期日前投票>

期間 4月14日(水)～4月17日(土)

投票時間 午前8時30分～午後8時

会場 大山町役場本庁、大山支所、

中山農村環境改善センター

※いずれの会場でも投票できます

<投票>

日時 4月18日(日)

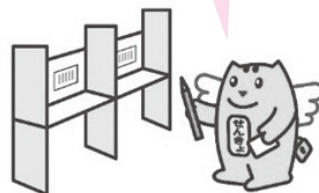
投票所及び投票時間 一覧表のとおり

<開票>

日時 4月18日(日) 午後8時15分～

会場 名和農業者トレーニングセンター

待っています  
未来をつくるその一票



#### ◆投票のできる方

平成15年4月19日以前に生まれた人で、令和3年1月12日以前から大山町に住民登録し引き続き町内に在住している人

※投票日の前日までに町外に転出した人は、選挙期日に投票することができません。

#### ◆投票所入場券を郵送します

入場券(はがき)1枚に1人分の名前が印刷してあります。ご自分の名前が印刷されている入場券を持参し投票所へお出かけください。入場券を紛失された場合でも、選挙権のある方は投票できますので、各投票所でお申し出ください。

#### ◆投票日(4月18日)に都合が悪い場合は期日前投票ができます

投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などがあって投票所へ行けない場合は、上記のとおりいずれの会場からでも期日前投票ができます。スマイル大山号(デマンドバス)を利用して期日前投票に行かれる場合は、往復分の運賃をお支払いします。詳しくは4ページをご覧ください。

#### ◆投票の順序と方法

最初に「町長選挙」、次に「町議会議員選挙」の投票を行います。投票用紙に氏名表を参考にし、それぞれの立候補者の中から1名の名前を正確に記載してください。それ以外の事を記載すると大切な一票が無効になるおそれがありますのでご注意ください。